

(様式第3)

くま産支第246-1号
令和2年8月4日

天草池田電機株式会社
代表取締役社長 池田 博嗣 様

熊本県上益城郡益城町田原2081-10
公益財団法人くまもと産業支援財団
理事長 奥菌 惣幸



令和2年度中小企業経営支援等対策費補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)交付
決定通知書

令和2年7月20日付けで申請のあった国庫補助金である中小企業経営支援等対策費補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)の交付について、中小企業経営支援等対策費補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)交付要綱第6条に基づき次のように通知いたします。

記

1. 補助事業の名称

「道路工事現場における安全走行のための、超音波素子の革新的圧電膜スプレー塗布技術を活用した高速道路注意喚起システムの開発」

2. 補助事業に関する経費、補助事業対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	48,890,075円
補助対象経費	46,700,147円
補助金交付申請額	31,133,429円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

5. 天草池田電機株式会社 代表取締役社長 池田 博嗣は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び平成31年度中小企業経営支援等対策費補助金(戦略的基盤技術高度化支援事業)交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定めるところに従わなければなりません。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

(1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付

(2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則

- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表
6. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。
7. 天草池田電機株式会社 代表取締役社長 池田 博嗣は、補助事業に従事した時間等を明らかにするため、以下の帳簿等を日々作成しなければなりません。
- (1) 補助事業に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
 - (2) 前号の者ごとにおいて実際に補助事業に従事した時間を証明するに足る帳簿等
8. 補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いについては、別添記載の補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いに関する事項を遵守してください。
9. 天草池田電機株式会社 代表取締役社長 池田 博嗣は、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までに所轄の経済産業局長等に提出しなければなりません。（注1）
- （注1）9. 以下の①、②の場合に限る。②の場合は、補助事業者が当該補助事業参加者の使用実績を取りまとめたうえで提出しなければならない。
- ①補助事業者が間接経費を計上する場合
 - ②補助事業参加者として様式第2の別紙1-1に記載されている者が間接経費を計上する場合。
- なお、報告の様式は、経済産業局長等から交付決定後に示すこととする。

補助事業の遂行に際し知り得た情報の取り扱いに関する事項

- (1) 天草池田電機株式会社 代表取締役社長 池田 博嗣は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- (2) 天草池田電機株式会社 代表取締役社長 池田 博嗣は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本事項の定めを遵守させなければならない。履行補助者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も（間接補助事業者名）による違反行為とみなす。
- (3) 本事項の規定は、補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

